

アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造

(一〇八九年—一三四年) [下]

足立孝

〔目次〕

- 一 問題の所在
 - 二 征服と分配の政治力学
 - 1 城塞とホノール
 - 2 アルムニア(以上第18号)
 - 三 城塞化の二つの波(以下本号)
 - 1 王権と城塞化
 - 2 競合する入植運動
 - 四 結論
 - 三 城塞化の二つの波
 - 1 王権と城塞化
- シンカ川中流域における城塞(カストルムやカステルム)やそれに準ずる防備施設(ゲアルティアやトゥーリス)の言及は、エプロ川以南にまで征服の手がおよび、前線がはるか南方に移動しつつあったにもかかわらず、一二世紀を通じて明らかに増加している。む

ろん、それはあくまでも言及数の増加であって、実数そのものの増加とまではいえないであろう。バルバストロ征服を目的としてその近傍に建設されたプエージョ・デ・バルバストロのように、入植許可状の発給により城塞建設の時点がおおよそわかるごくわずかなケースを除けば、⁽⁹⁹⁾それらがイスラーム期に遡るものか、征服後に新たに建設されたものかを史料の上で判断するのはきわめてむずかしい。また、前述のようにアルムニアは一二世紀後半になると、塔そのものとそれに付属する領域全体を同時に意味するトゥーリスという言葉でも表示されるようになるが、その従物には当初から塔が散見されることを考慮するならば、⁽¹⁰⁰⁾アルムニアからトゥーリスへの転換が防備施設の新設をかならずしも意味しないことはいうまでもない。

だが、以上のように城塞が新たに建設されずとも、従来の副次的な防備施設が物的かつ地誌的に拡充されて領域編成の核となり内部の農村人口に対して一定の凝集作用をおよぼすようになったとすれば、結果として城塞領域の稠密化が進行し、実数の増加と

同様の効果もたらされることになったであろう。実際、国王ホノールとして編成された、または自有地として聖俗貴族に賦与された主要城塞以外にも、多数の城塞や塔がしばしば都市や主要城塞の領域の境界標識として間接的に言及されている。その大半は単発的でその後の展開を辿るすべはないのであるが、なかにはコルンゴのように、一〇六九年にアルケーサル領域の境界標識として言及されたおりにグアルディアと表示されながら、一〇九二年にはカストルムという表示とともに登場するといったケースが挙げられる⁽¹⁰¹⁾。また、一〇九二年にモンソン領域の境界標識として登場するリボルというアルムニアが、一一三一年には「ウイラおよびカステッルム」と表示されるようになったことは前述のとおりである⁽¹⁰²⁾。他方、征服直後に分配の対象とならなかったために地名以外におよそ知るところのなかった定住地が、のちに発給された贈与文書や入植許可状で城塞が建設されていた、あるいはもともと城塞の所在地であったことがわかるようなケースも少なくない。たとえば、一〇九五年のナバル征服時に二九の貢納 [almudegen] 負担地の一つとして挙げられたシーリヤスは一一四七年、サンタ・マリア・デ・アルケーサル修道院長の子ペドロ・ガリンドスが兄弟間で父祖の財産を分割した際にアルカーテフとともに城塞所在地として言及されている⁽¹⁰³⁾。また、一〇九二年のモンソン領域の境界画定時に国王自有地の一つとして列挙されたセルグアは一一六九年、ギリエルモ・デ・ベナベンテによって発給された入植許可状の中で「カストルムおよびウイラ」と表示されている⁽¹⁰⁴⁾。さらに、一一〇五年にサンタ・マリア・デ・アラオン修道院に寄進されたアルムニアの所在地を示すべくベルベガル

とともに言及されたモンロージョは、一一七〇年に国王アルフォンソ一世（アラゴン国王としてはアルフォンソ二世）によってリエダ司教に寄進されたおりに、やはり「カストルムおよびウイラ」として登場するのである⁽¹⁰⁵⁾。

ただ、城塞を核とする農村空間の分節化が傾向的に動かしがたい事実であったとしても、俗人貴族が城塞を擁する定住地を世襲財産として兄弟間で分割したり、入植事業を組織的に展開したりするようになるまでには、かなりの曲折があったと考えなくてはならない。前述のように、主要城塞の大半は国王ホノールとして編成されるのがつねであつたし、それらを保有した当のバロンが城塞とその領域の入植・経営を積極的に推進しようとした形跡はなく、それを主導したのはむしろ王権と、城塞直近の一区画を自有地として賦与され、その条件として家屋の建設とカウアレルス [cavallens] およびペドン [pedon] の常時配備を個人的に請け負った別の国王ホノール保有者や教会・修道院であつた。こうした手法はペドロ一世以来、ウエスカ地方で広く用いられているが、アルカナードレ川以東においても、ごく少数ながら同様の所見を挙げる事ができる。たとえば、一一一六年、アルフォンソ一世がその奉仕に報いて、ヒメノ・ロベスにサン・エステバン・デ・リテラ領域におけるイブン・アネザールなるムスリムの家屋とその付属財産とならんで、当該城塞の内郭 [almudem] の一区画を家屋建設用地として賦与している⁽¹⁰⁶⁾。また、王権の関与という意味では、征服早々に俗人貴族の自有地となつた例外的なケースにおいても事態は同様であり、たとえばジローナ副伯ゲラウ・ポンスの自有地として登場するカステホン・デル・プエンテはすぐさま口

ダ司教座聖堂教会に寄進され、封地として請け戻されたものの積極的な入植・経営の対象とならなかつたばかりか、王権によって国王ホノールとして再編成され、ついには地誌的にも従来の城塞とは異なる防備定住中心が創出されるにいたるのである。¹⁰⁷⁾

こうした定住中心の再編という現象に王権がいかに介入したかを正確に把握するためには、冒頭で述べたようにシンカ川中流域に伝来する入植許可状やフェロの内容にふみこんで検討する必要がある。文書形式の上では前者が諸特権[*foros, fueros*]の贈与証書[*carta donacionis*]、後者が解放証書[*carta franquitiatis et ingenuitatis*]とそれぞれ異なる形式をとるものの、いずれの場合も受益者はつねに既存の住人と将来入植するすべての住人とされているから、厳密には区別されえない。また、その意味ではいずれも無主地を対象としたものではないから、それらが私的かつ自発的な入植・開発が多少なりとも展開し、城塞を核とする農村空間の分節化がすでに進行しつつあった既存の在地社会にいかなる影響をおよぼそうとするものであったかを、シンカ川中流域を一つのモデルとして検討することが以下では重要になってくるであろう。

入植許可状やフェロは都市法やのちの地域法の源泉となることから法制史家を中心にさまざまな研究者の関心を惹いてきたが、さしあたりエプロ川以北で発給されたものについては、以下のようによく二つのタイプに分類されるのが通例である。すなわち、第一は、サンティアゴ巡礼の要衝都市八カに賦与された一〇七七年のフェロをモデルとして、同巡礼路が東西に貫くピレネー山間部やラス・シンコ・ピリヤスの諸村落に賦与された、商人や職人

わけてもフランス系商人・職人[*francos*]の定住を奨励する「ブルジョワ[*burgensis*]」的な性格のフェロ群である。これに対して第二は、一〇六九年のアルケーサルのフェロをモデルとして、われわれが目下検討するシンカ川中流域を筆頭にブレ・ピレネー山系以南の征服領域で広く普及したより軍事的な色が濃いフェロ群であり、同地域の都市および村落住人には通常、インファンソン[*infanzones*]と呼ばれる事実上の「自由人」と同一の諸特権が賦与されている。このようにそれぞれ性格も分布範囲も異なる二つのフェロ群であるが、ことインファンソンの処遇については単なる差異にとどまらず、互いに表裏の関係をなしているものとみなされている。それというのも、前者が教会とならんでインファンソンによる土地取得を禁止しているのに対して、後者では逆に彼らによる土地購入・占取の自由が全面的に認められているからである。王権がどこまで意図的にこうした状況を作り出したかは判然としないものの、ともかくこうして両者が相互に作用することにより、インファンソンを山岳地帯から征服間もない平野部へと進出させると同時に、彼らを主たる担い手として平野部の入植・開発が成功裡に推進されたと想定されているのである。¹⁰⁸⁾

だが、こうした比較法制史的な方法論に基づく整然とした理解は、王国各地のフェロの集成であるいわゆる「アラゴンのフェロ[*Fueros de Aragón*]」が形成される一三世紀以降ならまだしも、¹⁰⁹⁾われわれが検討すべき一二世紀初頭については、発給主体である王権の政治的動機や、その選択を左右する発給対象地の政治的・経済的諸条件といった幾多の重要な問題を捨象してしまうことになる。なかでもインファンソンを入植・開発の主たる担い手とす

る先のくだりはその最たるものであり、ここではインファンソンと同一の諸特権を享受した住人は当該呼称の有無にかかわらず総じてそれとみなされうると考えられている。一見妥当に思われるこうした理解はしかし、入植許可状やフェロが王権の意思を多少なりとも表明したものであるとすれば、呼称が使用される場合とそうでない場合とがそれぞれいかなる王権の政治的動機に対応していたかを問う機会を奪ってしまう。実際、シンカ川中流域の入植許可状やフェロのなかで当該呼称が使用されているのはわずかに二例で、いずれも都市（モンソンおよびバルバストロ）に賦与されたものであり、このタイプのフェロ群のモデルとなったとされるアルケーサルのもはもちろん、王権主導の入植・開発事業が本格化したとされるアルフォンソ一世在位期のものにおいても、やはり都市に賦与されたものを除けば当該呼称の使用はみられないのである。^{6,10)}

ここでさしあたり、インファンソンの法的身分規定を多少なりとも明確にしておく必要がある。前述の二例のうち、第一は一〇九〇年頃にモンソンへの入植を条件としてエスタデーリヤ住人に発給された入植許可状であり、ここでは王国全土の「生来のインファンソン[infancione hemunio]と同じくいかなる賦課租をも負担せず、流通諸税[ezda, portaticum]が免除され、軍役[hostis]ならびに騎行義務[caualcata]については自弁で年三日に限定するとの特権が賦与されている。¹¹⁾ 当該文書が示唆するところは明白であり、それは、年三日という制限つきの軍役・騎行義務以外いかなる賦課租をも負担しない出生によるインファンソンとならんで、それと同一の諸特権を享受する新たなタイプのイン

ファンソンが入植を介して創出されえたということである。¹²⁾ 実際、一〇九九年にモンテアラゴン修道院に賦与された特権状によれば、インファンソンには「生来のインファンソン」、「個別解放」証書によるインファンソン[infanzon de carta]、「入植によるインファンソン[infanzon de poblacione]」の三つの類型が存在したことが明言されている。¹³⁾ こうした入植によるインファンソンの創出はさらに、一〇〇〇年のバルバストロのフェロでも志向されており、ここでは同都市の既存の住人と将来入植するすべての住人は「あらゆる悪しき貢租から免れたよきインファンソン[boni infanzoni de omni malo censo]と同じく、国王にもいかなる者にも貢租を負担せず、土地購入・占取の自由（上限つきで国王貢租民[villani]からの土地購入をも含む）ならびに流通諸税の免除を享受し、軍役・騎行義務については年三日のみと制限されている。¹⁴⁾

以上のようにインファンソンが入植や個別の解放証書¹⁵⁾を通じて漸次生み出されてゆく過程で、もともと三つに分かたれていた前述の区分は次第に霧散していったようである。たとえば、一九九一年に賦与されたサラゴサのフェロには、王国全体で統一的な「インファンソン身分」が萌芽しつつあったことを示唆する「アラゴンのよきインファンソン[illos bonos infanzones de Argone]」という表現が登場する。ここでのインファンソンは国王ホノールを保有する者とそれを保有しない者との二つに分かたれており、とくに後者の法的身分規定を画する要素が、先にもみられたように年三日に限定された野戦・攻城時の軍役義務となっている。¹⁶⁾ これと同一の規定は、アルフォンソ一世没後の危機的な状況下で、アラゴン貴族が先王の治世の慣習を確認すべく起草

した「国王ベドロ在位期の慣習法文書」と呼ばれる一三四年の協定文書にも盛り込まれており、ここではそれに加えて、国王ホノールを保有するインファンソンは同一条件のバロンと同じく野戦・攻城時に年三ヶ月の軍役を負担することと明記されている。⁽¹¹⁷⁾

なお、一二世紀後半に急激に増加する農地貸借文書の末尾には、土地所有者の貸借地先買権を保証する規定がかならず付されているが、そこでは貢租収入の喪失につながるの理由により教会や騎士修道会とならんでインファンソンへの貸借地売却がつねに禁止されている。この売却禁止規定はインファンソンのかわりに騎士、すなわちミレース「miles」か、きわめてまれながらカウアルスを禁止対象とする場合があり、少なくとも土地所有者にとつてはこれらがいずれも貢租収入の喪失を強いる存在として同一視されていたことをものがたっている。⁽¹¹⁸⁾

だが、以上のようにインファンソンがバロンに準ずる独立した法的カテゴリーとして確立しつつあったようにみえる時期とまさしく並行しながら、一二世紀前半に村落に賦与された入植許可状やフェロにはインファンソンの言及はおよそみられない。そこでみられるのはあくまでも入植民一般を意味するポプラートル「populator」という呼称であり、これが通常は自弁での武装能力に依りて、馬上での戦闘能力を有するカウアレルスと、歩兵を意味するペドン（まれにウィラーヌス）とに、法的にも経済的にも厳格に区分されているのである。こうした軍事的機能を軸とした区分のあり方は、ナバラのカパローソ⁽¹¹⁹⁾、王国西部のエヘア⁽¹²⁰⁾から、ウエスカ地方のトルモス⁽¹²¹⁾、バルブエス⁽¹²²⁾、アルタソーナ⁽¹²³⁾、シンカ川中流域のモンソン⁽¹²⁴⁾およびカステホン・デル・プエンテ⁽¹²⁵⁾、

さらにはエプロ川流域のマリア・デル・ウエルバ⁽¹²⁶⁾に賦与されたものまで、エプロ河谷平野以北の全域で確認される。法的には、両者はいずれもいかなる賦課租からも「自由」[francos et ingenuos]であるが、その根拠は前者が「王国の慣習」、アラゴンの慣習⁽¹²⁷⁾に基づくのに対して、後者は、たとえばバルブエスやトルモスならばエヘアのフェロ⁽¹²⁸⁾、モンソンやカステホン・デル・プエンテ、アルタソーナならばポロヒア（ソリア）のフェロ⁽¹²⁹⁾といったように、既存のフェロをモデルとしてその「自由」の内容が規定されている。軍役については、唯一カパローソにおいてインファンソンと同じく年三日の軍役が、召集のない年には代納との規定がみられるのみで、そのほかではいかなる内容であったかを判断する材料に事欠いている。また、経済面では入植時に分与される土地の面積に大きな格差が設けられており、前者が土地ニユガダ、後者がニユガダと規定されるのが通例である（トルモス、バルブエス、マリア・デル・ウエルバ）⁽¹³⁰⁾。

カウアレルスやペドンは、前述のインファンソンのようにもともとそれ自体として確立した「自由人」という法的範疇に加えられるであろうか。少なくとも前者については、インファンソンと同じく「アラゴンの慣習」どおりに「自由」な存在とされているから、そう考えてよいように思われる。その土地財産はまた、たとえば一〇五年にアルフォンソ一世がペラルタをイニゴ・ガリデスに賦与したとき、先王と同国王が先だつて複数のカウアレルスに賦与していた土地財産がそこから除外されていることからも窺われるように⁽¹³¹⁾、もともと王権による保護の対象となるものであったことは疑いを入れない。もっとも、その法的身分規定が

いかなるものであれ、彼らが国王ではなく貴族の家臣団に加えられるといったケースもまたありえたはずである。たとえば、一〇一年、ペドロ一世がガルシア・イニゲスにラバータの囲壁内の土地家屋を賦与したとき、そのなかから付属財産なしの家屋群が同人に随行したと想定されるカウアレリスの封地（カウアラリア [cavallaria]）として割り当てられている。⁽¹³²⁾ また、一一一四年、アルフォンソ一世が国王役人バンソ・アソニスにエヘアにおける一名のムスリム奴隸 [exanicus] と城郭内外の複数の家屋を賦与したときには、そこに一名の「よく武装されたカウアレリス [uno cavallero bene armato]」を常時駐屯させるよう義務づけられているが、それが従属するのはむしろ国王ではなくバンソ・アソニスということになったであろう。⁽¹³³⁾ これに対してペドンの場合は前述のように、カウアレリスと違って特定の村落に発給された個別のフエロが適用されることではじめて「自由」とされているにすぎず、エヘアやボロピアのフエロが複数の村落で共有されているとはいえ、理論上「自由」の内容も含めて、その存在形態は多様でありえたはずである。それゆえ、一一〇〇年代に複数の貴族にアルペロ・バホ、サリニエーナ、アルムニエンテにおける城塞直近や囲壁内外の土地区画が家屋建設を条件として自有地として賦与されたとき、彼らに常時配備するよう義務づけられた「よく武装されたキリスト教徒のペトン [uno pedone christiano bene armato]」の処遇は当然ながら彼らの裁量に任せられ、場合によっては一介の領民と同じく何らかの賦課租を負担したと考えるべきであろう。⁽¹³⁴⁾

そもそもアルフォンソ一世が伝統的にエプロ河谷平野における

入植・開発事業の主導者とみなされてきたのは、村落レヴェルの入植許可状やフエロを数多く発給して入植民の拡充を組織的に推進するなど、この方面での配慮が先王以上に際立っていたように見えるからである。⁽¹³⁵⁾ これに対してクレイ・ストールズは、すでに征服されていたにもかかわらず、約二〇年を待つて入植許可状やフエロが発給されているのは、同国王によってエプロ川流域がほぼ征服されて前線がはるか南方に移動し、入植・開発を進めるうえで充分な安全性が確保されたからであるとし、私的な入植・開発の先行性を理由に王権はあくまでも事後的に入植・開発を許可するだけの存在であったとしている。⁽¹³⁶⁾ だが、彼もまた従来の法制史家と同様に、カウアレリスやペドンがインファンソンという法的範疇でもって一括りにされるとの伝統的な見方に終始しており、その結果、きわめて重要な以下の二点を問うことなく等閑視してしまつたのである。

すなわち、第一は、カウアレリスやペドンという明らかに軍事的機能に基づく呼称が一貫して使用されたのは、王権のいかなる戦略的意思によつたかという問いである。カウアレリスはともかくとして、ときにウィラーヌと表示されることもあつたペドンの場合は、前述のように理論上は王権や貴族の裁量によつてさまざまな存在形態をとりえたであろうから、この呼称の根拠は唯一歩兵として従軍する機能にあつたと考えるほかない。たとえば、エヘアのフエロでは、戦闘時には両者ともにそれぞれの地位に見合った武装を施して参戦するよう義務づけられているが、前線がはるか南方に移動して危急の事態を免れていたとするならば、こうした規定の背後にあつたのはいかなる戦闘であつたか。第二に

カウアレルスとペドンとの法的格差を温存する村落のフエロは従来の理解とは正反対に、インファンソンという包括的な法的カテゴリーをもつて多様な住人一般を全面的に「解放」しようとした都市のフエロとは根本的に異質なものである。なかでもペドンはそれらと違って、王国全土に通用する「自由人」という属性を本来備えていないから、王権の指示下で貴族によって遂行された前述のような入植・開発事業では、彼らの処遇はフエロが発給されないかぎり貴族の他の領民といささかもかわらなかつたであろう。それゆえ、王権が、当初採用した入植・開発事業の個人的委託という手法にかえ、国王ホノール保有者さえをも飛び越えて直接村落に対するフエロ発給を選択するにいたつたのは、単純な「解放」による人的資源の拡充でも入植・開発の事後的な承認でもなく、むしろ入植を介して「わがカウアレルスとわがペドン」[*meos cavalleros et...meos pedones*]⁽¹³⁷⁾ すなわち武装能力を有する王権直属の住人を組織的に入植させるためではなかつたか。

以上の問いを念頭におきながら、カウアレルスにニユガータ、ペドンにニユガータというように、入植に際して面積表示のみの土地が集団的に割り当てられることの意味をあらためて検討してみなくてはならない。そもそもアルフォンソ一世の治世には、個人への土地の分配に際して、かつてのムスリム所有者の人名をももたず家屋とその付属財産とともに、面積表示のみで家屋などの従物や隣接物の記述をいっさいともなわれない土地が対象となることとがしばしばある⁽¹³⁸⁾。両者が併存していることから判断して、後者は荒蕪地とはいわれないまでも、征服前後に占有されていなかったか、あるいは少なくとも個人の家屋を核とする独立した経営

ニツトをなしていなかつたと考えるのが自然であろう。前述のフエロではそうした土地がまさしく集団的に分与されるのであるから、これは私的な入植や土地の分配によりすでに進行していたはずの既存のムスリム定住地の再占有をあらためて進めようとするものではなく、むしろその近郊に新たな定住核、それこそ前述の王権直属の武装民を集中的に居住させるための特別な定住核の創出があえてもくろまれた可能性があるように思われる。従来は入植運動といえ、もっぱら山岳地帯から平野部への単線的な動向として理解されてきたが、ミクロのレヴェルでは王権、貴族、さらには多種多様な来歴をもつ入植民がそれぞれ体现する複数の異なる利害関心にそくして、近隣村落間や同一区域内でさえ容易には捉えがたい複雑な人の移動が繰り返られていたと想定されるのであり、その結果、性格のまったく異なる複数の定住区が同一村域内部で併存し、互いに統廃合を繰り返すといったことも充分にありえたはずである。

この点で一一三〇年にシンカ川中流域で発給された一連のフエロはじつに示唆に富んでいる。まず、モンソンに発給されたフエロは、「王国の慣習」によつて「自由」とされるそのほかのポブラポリアのフエロに基づいて「自由」とされるそのほかのポブラポリアの法的格差が明確に設けられており、都市に賦与されるフエロとしてはいかにも異例なものとなっている。しかも、ここではモンソンを表現する呼称としてキウィタース[*civitas*]という言葉は使用されておらず、唯一当該フエロの発給地として「モンソンとモンテガウディオの直近の定住地」[*Monssone et de initio de Montegaudio*]⁽¹³⁹⁾の文言がみられるの

みである。また、同年発給された別の国王文書では、「目下入植中のモンソンと呼ばれるウィラ [villa que dicitur Monsonne, in illa populacione]」がその発給地となっており⁽¹³⁹⁾、これをみるかぎりでは一〇九〇年以來キウィターズと呼ばれてきた都市モンソンの姿はどこにも窺われない。アントニオ・ウビエト・アルテータはこの点について、一一二七年から一三三〇年まで国王文書の下署にモンソンを保有するバロンが登場しないことから、この期間に同都市がひとたびムスリムによって征服されて一三三〇年に奪回されたとし、先のフエロの発給とともにメキネンサおよびフラガに対する前線拠点としてあらためて入植が図られたと主張している⁽¹⁴⁰⁾。たしかに一連の表示の仕方は、征服にもないモンソンが都市と呼ぶにはふさわしくない水準に墮してしまったかのような印象を与えるものであろう。けれども、たとえば一六九九年に俗人貴族によって発給されたラ・ピティエーリヤ、ピナセー、ベニアラゴンのミアルムニアに対する入植許可状によると、入植民はモンソン住人が享受するものと同一の諸特権によって「自由」とされているが、それら諸特権はここで検討されているアルフォソ一世のフエロによるものではなく、先王ベドロ一世によって賦与されたものと明記されているのである⁽¹⁴¹⁾。それゆえ、ひとたび廃絶した単一の定住核があらためて入植・開発の対象となつたと考えるよりも、従来の都市的定住区とは別に、異なる諸特権が適用された新たな定住核がその近傍に形成されつつあつたと考える方がより蓋然性が高いように思われる。事実、同年に発給されたカステホン・デル・フエンテのフエロでは、「モンソンの新定住区 [populacio nova de Monzon]」がその発給地となっており、

上記の一連の表現はまさしくこの「新定住区」を指しているものと想定されるのである⁽¹⁴²⁾。

だが、王権が志向したのは、単に従来の都市的定住地に付随する郊外区の創出にはとどまらなかつたはずである。先のフエロはすべてのポブラトルに対して入植や土地の占取・購入の自由、教会十分の一税以外のあらゆる賦課租 [peyva]、流通諸税、放牧税の免除、王国全土の山での木材伐採・放牧の自由を認めるばかりか、メキネンサからアイエルベ、リエイダ、カラサンスを経てトレンターノにいたるシンカ川下流域の広大な領域を賦与し、山放牧地、水流の自由な使用権を与えている。また、ここで登場する「モンソンとモンテガウディオの直近の定住地」という表現については、両者が一四三年にテンブル騎士団に寄進されたおりに⁽¹⁴³⁾、いずれもカストルムとして表示されていることから、それ自体城塞のそばに形成された新集落の様相を呈していたとも考えられる。それゆえ、王権の意図は新定住区を従来のものとならぶ、ないしはそれにかわるモンソンの中心にしようとするものであつたと考えられるのであり、このあたりに自らはあえて「新たな」とは言明していない理由があるように思われる。さらに同年には「モンソンの定住地創出に尽力するよう」に [propter quod inaromices de illa populacione facere de Monsonne]、国王ホノール保有者ではないベドロ・デ・リバーソに同近郊のリポルの「ウィラとカストルム」が賦与されており⁽¹⁴⁴⁾、新定住区の創出とともにその周辺地域に従来の有力貴族には列せられない新たな人的ネットワークが生み出されてゆくさまをかいまみることができる。

また、モンソンの新定住区と同一のフエロが賦与された前述の

カステホン・デル・プエンテの場合は、そうした措置が最も明白な成果を生んだケースといつてよいであろう。そもそも同地は前述のように、一〇九三年にジローナ副伯ゲラウ・ポンスによってロダ司教座聖堂教会に寄進され、その二分の一が同人の封地として請け戻されたムスリムのヒスンの所在地であった。だが、フエロの発給により入植が進められるなかで、高台に現在もその遺構をとどめる城塞は囲壁や従来の定住地ともども廃絶し、これと約一キロメートル隔絶した地点に新たな定住核が生成するとともに、一三〇年からおよそ一三〇年にわたって不在であった国王ホノール保有者（マルティン・オリオル）があらためて登場するにいたっているのである。フィリップ・セナックは、同地の定住地再編の動きをエプロ川以北で広く確認されるイスラーム期定住の断絶を示す典型例の一つとみなしており、その要因として周辺住人の避難所という共同体的な性格を帯びたヒスンはもはや封建化されたキリスト教徒社会には適格的ではなかったと説明している。⁽¹⁴⁵⁾けれども、それははたしてムスリムとキリスト教徒の社会の構造的な差異に帰せられるべきものであろうか。

十字軍思想に傾倒し、ピレネー山脈以北の貴族・騎士を積極的に登用したアルフォンソ一世の治世は良くも悪くもアラゴン王国の政治史において例をみない特異な時代として長らく認識されてきたが、近年ではむしろその反動的な性格がとくに強調されるようになってきている。すなわち、ベアルン副伯ガストンやその実弟のビゴール伯サンテュルを筆頭とするピレネー山脈以北の貴族はたしかにアラゴン貴族を差し置いてエプロ川流域の複数の最重要拠点に国王ホノールとして賦与されるなど重用されたが、それは、

もともと同国王と姻戚関係を結ぶ彼らを投入することで、アラゴン貴族による世襲化・在地化の進むホノール・システムを、複数の重要拠点を少数の王族に差配させたかつての姿へと回帰させようとするものであったというのである。⁽¹⁴⁶⁾ だが、前述のようにアラゴン貴族のみならず、パリアーヌやウルジェイといったカタルーニャ貴族の進出と定着の度合いが高いシンカ川中流域では、わずかにベアルン副伯ガストンが一三一年にバルバストロの保有者として言及されるのみであり、⁽¹⁴⁷⁾ そうした措置がどこまで成功裡に展開されたかはやや疑わしいものがある。これに対して同地域ではむしろ、従来、対外的な防衛を目的として人的資源の拡充を企図したものと理解されてきた入植許可状やフエロを用いて、貴族権力の伸張という、あくまでも王国内部の政治的・社会的趨勢に対処すべく、世襲化の著しい国王ホノール城塞や私有城塞を頂点として編成された領域の内部に、従来、定住地とは法的にも地誌的にも区別される新たな定住核を楔のように打ちこむことにより、なかば自立化しつつあった城塞領域そのものをあらためて王権の直接的な支配の下に統合する方策がとられたと考えられる。そこでは領域編成の中心はむしろ、同時期に西ヨーロッパ全域で広く確認される軍事的な階層分化という傾向に抗うかのように、常時武装する能力を維持するよう義務づけられた王権直属の住人が集団的に管理する新たな定住核によって担われることが期待されたのである。もつともそれは、征服期以来急速に進行した城塞を核とする空間的分節化とその私的な領有に抗する王権の最後の抵抗であったというべきであろう。それがいかなるものとして認識されていたかは、フラীগ戦での同国王の戦死にともない、あ

たかも同王権が存在すらしなかったかのようになり、前述の「国王ペドロ在位期の慣習法文書」を起草して、国王ホノールの領有を筆頭に自らの世襲的な権利が先王の治世の慣習に基づくことを声高に主張したアラゴン貴族の態度に如実に表現されているのである。⁽¹⁴⁸⁾

2 競合する入植運動

前述のようにアルフォンソ一世の戦死によって生じた王権の空白状態は、ガルシア・ラミーレスを国王に推戴したナバラ王国の独立と、カステイリヤ国王アルフォンソ七世によるサラゴサ王国の割譲要求ともあいまって、きわめて深刻な政治的危機を招来せしめ、アラゴン王国の征服・入植活動を否応なしに停滞させることとなった。それは、王弟ラミーロの国王即位による王国の存続、さらにはバルセローナ伯ラモン・ブランゲー四世と王女ペトロニャとの結婚によるアラゴン連合王国の成立(一一三七)をもってしても容易には解消されなかった。この点ではとくに、アラゴン王国全体をイエルサレムの聖墳墓教会、聖ヨハネ騎士団、テンブル騎士団に継承させるとしたアルフォンソ一世の遺言状(一一三三および一一三四)がローマ教皇の介入に助けられて依然として法的拘束力を維持していたため、同君連合の事実上の頂点に立ったラモン・ブランゲー四世はそれら三者の相続権を放棄させるべく教皇使節を交えた交渉をよぎなくされ、最終的にテンブル騎士団との合意が成立する一一四三年にいたるまでそれに忙殺されたのである。⁽¹⁴⁹⁾ それゆえ、停滞した征服活動が本格的に再開されるのは一一四〇年代後半のことであり、まず一一四八年にジェ

ノヴァ艦隊との共同作戦でトゥルトーザが征服され、さらに翌年にはウルジェイ伯アルメンゴル六世と結んでアルフォンソ一世がなしえなかったフラウガおよびリエイダの征服が果たされたことにより、カタルーニャ・アラゴン間のエプロ川交通路がようやく完全に掌握されることとなった。ところが、伝来する入植許可状の年代的分布から判断するかぎり、そのほぼ全体が確保されたエプロ川に合流するシンカ川流域の入植・開発事業の次なる波が押し寄せるのは、それからさらに三〇年後、すなわちアルフォンソ一世統治下で下アラゴン南端のアルバラシンやテルエルが征服され、バレンシアとの境界地帯にまで辺境が南進するにいたった一一七〇年代のことであった。この段階ではとくに、教会・修道院領や俗人所領、さらには前述のようにアラゴンを中心に進出するにいたった騎士団領において比較的多数の入植許可状が発給されており、これをもってペドロ一世在位期以来の土地分配の段階が半世紀を経てようやく入植・開発の段階へと本格的に移行したとの印象が与えられるのである。

まず、教会・修道院のなかでは、伝来する文書の総数が他を圧倒していることもあって、定住地単位の入植許可状においても、個別的な農地契約のレヴェルにおいても、ウエスカ司教座聖堂教会による入植・開発事業の積極性がことのほか際立っている。⁽¹⁵⁰⁾ そこでおもに対象となったのは、前述のように同地域の征服以来王権によって手広く分配されていた都市や主要城塞の近郊に分布するアルムニアであった。たとえば、一一七六年頃、カステホン・デル・プエンテ領域内のラ・アローバなるアルムニアが同地の四名の入植者に賦与され、彼らは同司教座の「誠実な家士」[fidelis

「vassal」として一一分の一定率貢租と教会十分の一税のみを負担することとされている。⁽¹⁵¹⁾ また、これとは逆に、バルバスト口近郊では一一七三年、ペドロ・デ・クレスパンなる俗人が所有するアルムニアが入植・開発と教会の創建を条件として同司教座の掌中に委ねられ、教会創建のあかつきにはペドロ側が教会十分の一税の徴収にあたりその四分の一を同司教座に帰属せしめるとの契約が取り結ばれており、この段階にあっても当該アルムニアが依然として教区組織に完全に統合されていなかったこと、同司教座が教会の創建のみならず入植・開発の直接的な推進主体としても認識されていたことを示している。⁽¹⁵²⁾

他方、モンソンでは一一七二年に前述の新定住区「Villa Nova」における同司教座帰属の一区画「plaza」が組織的な入植の対象となっている。ここでは二四名の住人の名前が挙げられているが、同区画は全体として二六に分割され、入植と家屋の建設を行うこととなっており、各人は貢租として毎年聖ヒラリウスの祝日に七デナリウスないしは蠟一リブラのみを司教座に直接、またはその役人「bailiús」に納付することとなっている。⁽¹⁵³⁾ また、入植者のうちペドロ・デ・トルヌーダなる人物は一一七六年頃に、モンソン領域内のアダラントというアルムニアの入植・開発を一一分の一定率貢租と教会十分の一税の納付を条件として委託され、⁽¹⁵⁴⁾ さらに一一八二年頃には同人と先の新定住区の数名の住人を含む一七名が同じくモンソンの別のアルムニア領域内の一区画で葡萄酒畑を造成し、五年経過後に収穫量の一一分のみをモンソンの司教座帰属の葡萄酒搾汁機まで納付することとされている。⁽¹⁵⁵⁾ なお、こうしたモンソンのアルムニア密集地帯の組織的な入植・開発が

一一七〇年代に展開されたのは、なにもウエスカ司教座の事業にかぎったことではない。たとえば一一〇二年にペドロ一世によってサン・ピクトリアン修道院に寄進されていたモンソン領域のラス・イエサスに所在するアルムニアの場合、その開発は一一八九年によやく二名の入植者に委ねられたのであり、ここでは穀物葡萄酒、オリウ油からなる九分の一の定率貢租と、羊一頭ないしは二デナリウスの納付が義務づけられている。⁽¹⁵⁶⁾

以上のようなアルムニアの入植・開発は、同時期の俗人領領においても同様に展開される傾向にあったようである。たとえば、イニゴ・アスナレス・デ・エスポーサの寡婦マリアとその息子たちは一一六九年、かつてペドロ一世によって賦与されたモンソン近郊のラ・ピティエーリヤ、ピナセー、ベニアラゴンの三アルムニアの入植を図るべく、自らの領主権「dominical」、土地財産、竈の独占権を留保しながら、既存および将来の住人に対して、同人らへの誠実を保証する以外にいかなる賦課租をも負担させず、かつてペドロ一世によってモンソン住人が享受した諸特権の賦与を旨とする入植許可状を発給している。ただ、入植を図るとはいっても、これら三アルムニアを全体として一つの村落領域へと再編成するとか、各アルムニアに個別の定住地を創出しようとする意図はどうかやまらなかつたらしく、入植者はそれらでは家屋の言及のない土地財産「heredias」のみを領有して経営にあたり、定住地そのものについてはテンプル騎士団に帰属する近隣のピネファールに自らの家屋「statal」を建設するよう指定されている。⁽¹⁵⁷⁾

さらに、伝来総数がきわめて少ない俗人領主の入植許可状のなかでも前述のセルグアの「カストルムおよびウィラ」の例は、入

植・開発の進展という意味でも一二世紀後半の政治権力構造と領主的支配のあり方からみてもきわめて重要なものである。すなわち、一一六九年、ギリエルモ・デ・ベナベンは実弟の大助祭ラモン、ゴンバルド、フロンティン、ベルナルドとともに同地の入植・開発を進めるべく、入植者に「モンソンのよき慣習」[*bonos usaticos de Monzon*]を賦与し、一年と一日の継続的な定住を条件として、各人が同地で占有した土地財産の世襲的な領有を容認している(ただし売却・抵当は不可)。兄弟はここで「カストルムおよびウイラの領主権と当該ウイラのすべての竈の独占権、さらにわれわれの裁判権」[*dominium castri et ville et omnes furnos ipsius ville et nostras iusticias*]を留保して自らの領主制的支配の根幹を維持しているが、入植者には同ウイラの教会に教会十分の一税と初穂納入を義務づけるのみで、自らに対する誠実以外にかなる負担をも賦課していない⁽⁵⁸⁾。ただ、ウエスラ司教エステバンと同人らとの一一八五年の合意文書によれば、彼らは臣従礼[*hominium*]を捧げて同司教の誠実者となり、同地教会の十分の一税収入からあがる司教四分の一を筆頭とする司教諸権利と、自らの土地財産からあがる十分の一税を納付することを約束していることから⁽⁵⁹⁾、同地教会とその附属財産はもともと同人らによって領有されていたことになるであろう。さらに付け加えるならば、兄弟のなかでもとくにゴンバルドは、自らの名前に冠するベナベントに加えてバルバストロおよびジェルのパロンとして言及されるなど傑出した存在であったようだが、一一七七年にはセルグアの保有者としてもアルフォンス一世の入植許可状の下署に名を連ねており、その意味ではこの段階の国王ホノールが王権に対する個人

的紐帯以外にいかなる法的制約をももたない事実上の独立シヤテルニーに全面的に転化していたことを示唆している⁽⁶⁰⁾。

他方、一二世紀後半の入植運動で特筆すべき役割を担ったのがアルフォンソ一世の遺言状の履行をめくってラモン・バランゲー四世と合意に達して以来、アラゴン王国を中心に各地で急速に所領を発展させつつあった東方の二大騎士団であった。なかでもテンプル騎士団は、同王国に対する相続権を放棄する見返りとして一一四三年にモンソンやチャラメラなど複数の城塞を獲得しており、シンカ川流域においてもはや無視しえない大土地所有者と化していた。こうしたなかで一一五八年、モンソン近郊のピネファールというアルムニアを隣接するニアルムニアとともに入植許可状発給の対象とし、一五名の入植者が家屋と土地財産[*casas et hereditates*]を造成して、毎年貢租としてモンソンの単位で小麦、大麦、燕麥を各五カイス、教会十分の一税と初穂納入、「モンソンにおける慣習どおり」[*sicut est consuetudo in Montiso*]、羊、豚、雌鶏、その他の家畜を納付するよう義務づけている。一連の入植許可状が総じて教会十分の一税および初穂納入以外のいかなる負担をも課していないことを想起すれば、ここで規定されている貢租は質・量ともにやや過重であるように感じられるが、騎士団の買戻し権を留保しつつこれを行使しない場合は「汝らの隣人」[*vicinius vestris*]にかぎって保有地の売却が認められ、早害や霧害で収穫不足の年には教会十分の一税と初穂納入を負担するのみで貢租納付を回避できると言明されている⁽⁶¹⁾。

ついで一一七〇年代以降、アルカナードレシシカ間南部のロス・モネグロスを中心に最も積極的な入植活動を展開したのが聖

ヨハネ騎士団である。同騎士団の場合、セルグア近傍のモネス
マヤアルカナードレ川に程近いトレス・デ・アルカナードレ⁽¹⁶²⁾
の入植・開発を図る一方、一一七四年にはアルフォンス一世によつ
て寄進されたモネグロス山地をセナおよびシヘナの住人に賦与し
て入植にあたらせ⁽¹⁶⁴⁾、また一一七六年にはシンカ川下流域のトレ
ンテ・デ・シンカに入植許可状を賦与するとともに、これを前線
拠点として依然として定住の希薄な同地域に騎士団帰属の教会を
創建し、入植・開発を漸次展開するよう命じている⁽¹⁶⁵⁾。こうした
活動が成功裡に展開されたのは王権、わけても王妃サンチャの強
力な庇護によるところが大きく、同王妃は一一八四年に交換によつ
てテンブル騎士団からシヘナおよびセナの教会を獲得すると⁽¹⁶⁶⁾、
一一八七年には修道院を創建して聖ヨハネ騎士団に帰属せしめる
べくシヘナ、セナ、ウルヘリートと同騎士団の手から譲り受け⁽¹⁶⁷⁾、
その翌年、王国の霊的中心の一つとなるサンタ・マリア・デ・シ
ヘナ修道院が創建されて、同騎士団は修道院集落となつたシヘナ
を中心にロス・モネグロス一帯で傑出した政治的影響力を確立す
るにいたつたのである。もっとも、経済的には、降水量の乏しい
乾燥地帯だけに灌漑設備が必要不可欠であり、集落の境界を越え
て張り巡らされる水路の整備は多大な投資を強いばかりか、そ
の使用権をめぐる紛争に騎士団を否応なしに巻き込むことになつ
た。なかでもサリニエーナ領域内に「王妃の[de la Regina]と
呼ばれるアルムニアを領有したモンテアラゴン修道院とは一一八
六年、騎士団ならびにシヘナ、コスコルバ、ハビエーレ、プレシ
ネーナ、セナの住人が同アルムニアの領域内で許可なく水路を造
成し、自らの菜園まで引水したとの理由で紛争となり、最終的に

騎士団側が同修道院の粉挽水車の排水を利用して堰と水路を整備
し、水流が滞らないように常時管理するとの合意に達している⁽¹⁶⁸⁾。
以上のように、この段階ではもはや都市や主要なカストルムの
付属領域が聖俗領主によつて事実上独立した形で支配される下位
の領域へと極度に細分化されるにいたつており、入植許可状はそ
れらを経済的に拡充するのみならず、入植・開発の必要性からい
ささか弛緩した形にならざるをえなかつたとはいえ、領主制的支
配の正当性を保証する装置になりかかつている。これに対して、
かつては入植許可状やフエロの発給を一手に担っていた王権はも
はや同地域においては、地域全体の入植・開発という経済的な目
的においても、前述のように事実上私的に領有されつつあつたそ
れぞれの領域の内部に王権直轄の定住拠点を創出するという政治
的な目的においてもおよそ自立した活動を展開していない⁽¹⁶⁹⁾。事
実、同地域で王権による入植許可状が伝来しているのは唯一、王
領地でありベルナルド・デ・エストピニャンにより約半世紀にわ
たつて国王ホノールとして領有されてきたタマリテのみである⁽¹⁷⁰⁾。
そこでは既存の住人と将来の入植者がサラゴースのフエロを享受
し、王権に対する誠実と、教会十分の一税および初穂納入以外に
いかなる負担も賦課されないという条件の下、同地に帰属するあ
らゆる領域が賦与され、城塞の立地した高台頂部[*ipso capitello*]⁽¹⁷¹⁾、
さらには囲壁内外のあらゆる場所に家屋の建設が許可されている。
だが、実際のところは、城塞の眼下に展開する既存の定住地を単
純に拡充するのではなく、むしろその政治的・経済的機能そのも
のを刷新する目的があつたように思われる。それはおおよそ以下
の二点から窺つことができよう。第一に、同地で土地財産を所有

する騎士やそのほかの住人は、自らの財産が歴代王権によって賦与されたものである旨を申告する場合、それを証明する贈与証書を提出することができなくてはならないと説明されている⁽¹⁷²⁾。この規定は、証書を介さずに占有された私的な財産とともに、王権以外の領有主体から賦与された、したがって王権以外の領主に誠実を誓った可能性のある住人の土地財産を排除しようとするものと理解されるであろう。そのうえでタマリテの全領域はあらためて分割・整理され、そこから各人が自らの経営地「*sons*」を獲得するよう許可されているのである。第二に、ここで住人が受領することになる経営地は家屋、葡萄畑、菜園で構成されており、穀物耕地が含まれていない⁽¹⁷³⁾。労働集約的な管理を必要とする葡萄畑や菜園のみを家屋と結合させて、耕地をそこから分離させるのは集住村落の形成に際してしばしばみられる典型的な農地編成のあり方であり、ここでは単に定住区の外にあるものとして耕地が言及されていないだけかもしれない。だが、当該文書ではさらに毎週火曜日の週市開設権が賦与され、当該市場への来訪者と商品の保全が保証されるなど、地域の流通センターとしての機能を組織ないしは強化しようとする強い意志が看取されることから⁽¹⁷⁴⁾、実際に経営地を葡萄畑や菜園といった商品作物向けの地目に特化しようとした可能性も充分にあるものと考えられる。

王権のみならず聖俗領主が入植許可状の発給を介して積極的に展開した一一七〇年代の入植運動はそれゆえ、九・一〇世紀にしばしばみられた辺境地帯への私的かつ自発的な入植運動はもちろ⁽¹⁷⁵⁾ん、前述のように王権主導のきわめて政治的な色の濃い一一三〇年代の入植運動とも本質的に異なるものであった。この段階の

入植・開発はむろん無主地を対象としたものでも、複数の定住地をその領域内に内包する従来の主要な都市やカストルムそのものを対象としたものでもなく、むしろそれらに付属する比較的広大な領域の内部またはその間隙に分布する、聖俗領主の防備施設を核とした下位の領域やそこに点在する従来の定住地そのものをおもな対象としている。なかでも前述のように同時期に最も集中的に開発が進められたアルムニアがやはりその典型であり、それがほぼ期を同じくして、国王ホノールとして領有された従来の主要城塞と同じくカストルムまたはカステルムおよびウイラと呼ばれたり、塔の存在を想起させるトゥーリスといった呼称で表示されたりしているのはみすごせない。前者ではたとえば、シンカ川西岸に分布するアルムニア群のなかから「カストルムおよびウイラ」と表示されるにいたったモンロージョが典型的であり、⁽¹⁷⁶⁾後者については、同東岸のアルムニア密集地帯であったソーサ川流域において、アビナルベスのトゥーリスを筆頭にこれと隣接するほぼすべての領域がアルムニアではなくトゥーリスと表示されている例を挙げることができる⁽¹⁷⁷⁾。征服期以来の農村空間の分節化が既存の、または新設された城塞や塔を核として漸次進行し、一つの定住地に対応するより緊縮した領域が独立した形で領有されたことがそうした傾向の背景にあるのはいうまでもないが、入植許可状がつねに既存の住人の存在を前提とし、彼らの個人名を逐一列挙することさえあったように、イスラーム期以来の灌漑地帯を中心に分布するそれらアルムニアに同時期にいたるまで定住や経営がまったく欠如していたとはとうてい考えられない。それゆえ、この段階における入植・開発とは、それまで粗放的な開発に

任されてかならずしも組織的に整備されてこなかった従来の定住と経営のあり方を、入植許可状を介して全面的に再編成しようとするものであったと考えるべきであろう。

そうした動向は全体としてみれば、やはり集村化というほぼ同一の結果を生んだようである。わけてもラ・リテラのようなアルムニアの密集地帯は、城塞の立地する岩塊や高台の周囲に少なからず家屋の密集した定住区を発達させたイスラーム期のヒスンヤキリスト教徒のカストルムとは対照的にもともと散居定住が卓越していたと考えられるから、前述のビネファールやビナセーといったアルムニアが、それぞれ現在の集落の北端ならびに中央部にその痕跡を留めているように、同時期の入植・開発事業を起点として前者が教会を中心にほぼ方形、後者が同じく教会を半円形の外周に擁する家屋密集型の定住地に編成替えされたことは、従来の農村景観に大きな変化を与えるものであったに違いない。⁽¹⁷⁹⁾ また、セルグアのような後発のカストルムの場合も、シンカ川西岸の平野部に展開する現在の集落の南端に周囲で最も高く、城塞遺構が残る方形の岩塊があり、岩塊を取り囲むように家屋群がその周囲に配置されていて、教会は岩塊のそばではなくむしろその輪の外に立地している。⁽¹⁸⁰⁾

入植許可状を媒介とする組織的な定住形態の再編が総じて集村化を志向していたことは疑うべくもないが、家屋群の凝集作用をおよぼしたのはなにも領主に帰属する城塞や塔といった防備施設ばかりではなかった。それどころか、とくに同時期の定住形態の組織化に強力な作用をおよぼしたのがむしろ教会であったことを示す集落もしばしばみられる。その典型例が、前述のようにかつ

ては国王ホノールとしてイニゴ・ガリンドスによって保有されたシンカ川西岸の城塞集落ペラルタである。同地のカステルムは一一〇五年にアルフォンソ一世によって同人に賦与されているが、⁽¹⁸¹⁾ その後の経緯はいっさい不明であり、一一七八年頃によくパリヤース女伯オリアが実娘バレンシアに向けた遺贈財産のなかでウイラとして言及されている。⁽¹⁸²⁾ だが、その翌年、アルフォンソ一世は同女伯が創建し、ウエスカ司教座聖堂教会傘下におかれたカスバス修道院にカストルムとウイラと表示された同地全体を寄進し、⁽¹⁸³⁾ 一一八二年にはウエスカ司教が同地の教会を同修道院に帰属せしめている。⁽¹⁸⁴⁾ ラリエナ・コルベラとファン・フェルナンド・ウトリーリャによれば、とくにウエスカ司教とカスバス修道院（ならびにパリヤース女伯）が絡んだ一一七〇年代から一一八〇年代にかけてのそうした動きが、集落そのものの再編過程において凝集作用をおよぼす核を城塞から修道院に帰属する教会へと移行させたという。⁽¹⁸⁵⁾ すなわち、城塞が立地したとおぼしい周囲で最も高い区域はその周囲に数家屋の凝集を促したのみで、現在の集落中心の南東に隣接してはいるものの地誌的にはその外周を取り巻く街路によって明らかに区別されている。⁽¹⁸⁶⁾ これに対して標高にして五メートルほど低い北西の区域の核には教会が布置し、これを中心としてその周囲に街路が放射状に延びるほぼ完全な円形プランの集落中心が形成されているのである。

このように従来のカストルム集落の地誌的構造を大きく変容させた、教会を核とする組織的な定住区の再編は、同時期にウエスカ司教がこの地域一帯で精力的に繰り広げた教区組織の整理・統合の動きと明らかに並行している。同司教は、一二世紀中葉に口

ダールバストロ司教の主張をひとたび退けて、一世紀末葉にローマ教皇によって確認された、東端をシンカ川までとするウエスカ司教区の正当性をあらためて確立させたのち⁽¹⁸⁷⁾、前述のように一七三年にはペドロ・デ・クレスパンのアルムニアに自ら教会を創建してそこの司教諸権利を確保するとの合意を同人と結び一方、一八五年にはギリエルモ・デ・ベナベンテの家族によって城塞ともども領有されていたセルグアの教会の司教諸権利を同人らの誠実とともにわがものとするにいたっている。こうした積極的な統合の動きはまた、教会の領有だけでなく、城塞集落そのものの領有にも差し向けられている。たとえば、バルバストロ近郊のフォルニーリオスというカストルムおよびウイラをめぐってサンチヨ・デ・ウエルタと繰り広げた一八七七年の紛争はその典型型といべきものであろう。同カストルムは前述のように、もと一世紀初頭にヒメノ・サンチェス・デ・ウエルタがまさしくその名に冠するウエルタとともに保有した国王ホルであったが、一〇一年にロダールバストロ司教に寄進されたことにより、王権によって代替ホルが賦与されるまで同司教の下で保有を続行することとなっていた⁽¹⁸⁸⁾。だが、この状況はその後も変わらぬまま同人が保有しつづけたようであり、一二世紀中葉にリエイダと統合されたロダ司教座からバルバストロ教会の管轄権がウエスカ司教座に移管される一方、こうした司教区組織の再編に乗じてヒメノの実子とおぼしいサンチヨ・デ・ウエルタが教会諸権利も含めてこれを事実上領有しつづけたというのが事の真相であろう。サンチヨは自らの父祖が同ウイラの入植・開発を進め、ウエスカ司教の手からこれを保有することになっていたと主張し

たが、司教は事実無根としてこれを受け入れず、結果として同地の教会が司教の管理下におかれる一方、教会十分の一税収入、罰金収入、プレカリア保有地収入がそれぞれ四分の三と四分の一に分割されるとともに、前者が臣従礼と誠実をもって終身で同カストルムを保有するとの合意が結ばれたのである⁽¹⁸⁹⁾。このケースは俗人貴族によるカストルム領有が聖俗諸権利の全般にわたっていかように進化したか、同時にこれに対抗するウエスカ司教の戦略がやはり聖俗諸権利のあらゆる領域にわたっていかに強力に推進されたかを如実に示している。

最後に、核となる城塞や塔といった従来の防備施設による凝集作用をおよそ媒介とせず、当初からある一貫したブランのもと、短期間のうちにきわめて組織的かつ系統的に創出された半都市的集落であるベルベガルの例を挙げておこう。同集落に関する最も早い段階の史料所見は、一〇二年頃に王権によってサンタントナン・ド・フレデラス修道院に寄進された同領域内に所在するモヘブのアルムニアや⁽¹⁹⁰⁾、一〇五年に王妃ベルタによってサンタ・マリア・デ・アラオン修道院に寄進された同地とモンロージヨの間⁽¹⁹¹⁾に所在するアルムニアなど、もっぱらアルムニアに係るものである、それゆえ同地を含む周辺地域ではおそらくイスラーム期以来、定住形態としては散居定住が卓越していたものと考えられる。次に同地が史料に登場するのはこの地域一帯の集落の例に洩れずやはり一七〇年代のことであるが、このときは一七四年にアルフォンス一世によってウエスカ司教に同地の教会が寄進され⁽¹⁹²⁾、一七六年にはウエスカ司教傘下のバルバストロおよびアルケーサルの教区司祭長がフレデラス修道院長から前述のモ

へブのアルムニアを購入するなど、⁽¹⁹³⁾ これまでの例と同じく同司教による教会諸権利と土地財産の確保が着実に進行していたとの印象が与えられる。他方、同地そのものは時期を同じくして、国王の軍司令官[alferez regis]であるペドロ・デ・サン・ピセンテによって国王ホノールとして管理されることとなっており、⁽¹⁹⁴⁾ それまで同地がアルムニアの所在地を表示する地理的標識としてあつかわれていたにすぎないことを勘案するならば、その政治的かつ経済的な重要性がこの時期にこのほか増していたことは疑いを入れない。実際、俗人貴族が同地近傍のオディーナに発給した一二三六年の入植許可状によると、その住人は「ベルベガルが有するよぎ最上のフエロ[talles fueros bonos et optimos quales habet Berbegal]」を賦与されて教会十分の一税および一分の一の定率貢租のみを負担することとなっており、⁽¹⁹⁵⁾ ここからラリエナ・コルベラとウトリリヤは、テクストは伝来しないものの、まさしく同地の教会がウエスカ司教に寄進された一七四年頃に周辺住人を誘致すべく入植許可状が発給されて、新集落の建設と教会組織への統合がほぼ同時に成し遂げられるにいたったと想定している。⁽¹⁹⁶⁾ こうして新設された定住地は、南北の長さが約四七五メートル、東西が約二五メートル、周囲との高低差が約五〇メートルにもおよぶプラットフォームの頂部全体に家屋群が整然と配置された八角形プランの典型的な高地防備集落であった。全体は北から南の城門まで途切れることなく続く大通りによって東西にほぼ二分されていて、ちょうど街路の間には前述の教会が立地し、まさしく集落全体の地誌的中心をなしている。また、城塞や塔などの防備施設は存在せず、屹立したプラットフォームそのも

のと、集落の外縁に立ち並ぶ家屋群の壁と同化した囲壁が集落そのものを完全に要塞化している。⁽¹⁹⁷⁾ 興味深いことに、ここではすべての家屋が同一の平面上にほぼ隙間なく配置されており、特定の建築物や区画を他の家屋群から可視的に区別させるような高低差や地誌的布置、人工的な囲壁や生垣の類はおよそみられない。

しいていえばウエスカ司教に帰属する教会がそれにあたるが、城塞や塔のように差異や支配を可視化することに本来の目的があつたわけではないであろう。住人間の法的・経済的差異はフエロによっても完全には解消されなかつたであろうが、集落そのものは王権の庇護下で貴族権力の介入を受けることなく、いわば集団的に防衛・管理されることが期待されたはずである。

以上のように、入植許可状の発給を媒介として推進された一二七〇年代の入植運動は全体としてみれば、イスラーム期以来すでに一定の集村化が進行していた従来の主要カストルムの拡大と再編を進行させる一方、比較的広大なその領域の内部の各所に点在し、定住形態としてはどちらかといえば散居定住が卓越していた個々の小定住地の集村化を組織的に推し進めようとするものであった。ここではその過程で生成した集落群を推進主体や地誌的形態を分類項として系統立てて議論することはあえて避けたが、それは、それらが容易に分類を許さないほど多様であるだけでなく、なによりも集村化を城主すなわち領主による領民支配という一般的な図式に収斂させてしまうにはあまりにも複雑な諸権力の相互関係がさまざまな局面で作用しているからである。それゆえ、ここでできることは以下のような変数をもとに、この時期の集村化という動向のありうるべき形態を幾つかのパターンに分類して提示す

ることにかぎられる。すなわち、第一に、集村化の最初の動因はほぼつねに城塞や塔といった防備施設である。それは、集村形態をつねとしたイスラム期のヒスンや征服期の主要カストルムをモデルとしながら、それらの管理する付属領域の分節化を次第に促し、結果として集村化の起点をなす緊縮した定住ユニットを生成させる最も強力な因子をなしている。だが、それらは領主の支配の象徴となつてゆく一方で、王権の象徴であることをも依然としてやめなかつたから、城塞を軸として考えた場合、王権と貴族という領有主体の区別は集落の地誌的形態にいかなる差異をももたらさなかつた。第二に、この時期に特徴的なのは教会が発揮する家屋群の凝集作用である。これは教区組織の整理・統合という動向と密接な関係にあつたが、教会の領有主体と城塞の領有主体が一致する場合とそうでない場合とでは集落の形態に大きな差異が生まれることがまあり、ことに城塞と教会の布置が隔絶しているような場合、集落の核が前者から後者に全面的に移行して、城塞が定住中心から排除されることさえあつた。最後に、この時期には城塞をもたない半都市的防備集落がきわめて整然としたプランに基づき形成されることもあつた。冒頭で言及したようにティエラ・デ・カンポスなどスペイン西北部で比較的良好にみられたのがこのタイプであるが、われわれの地域ではいささかまれであるというだけでなく、城塞を完全に排除していかなる差異や支配をも可視化させないプランをかなり意識的に採用しているあたり、むしろ主流である城塞集落とはあえて一線を画そうとする王権の意思がそこかしこに窺われる。そもそも王権もまた城塞集落の最大の領有主体であるという事実はけつしてみすこされてはならな

いであろう。

四 結論

冒頭で述べたように、アンダルスと境を接するスペイン北部は一般にいわゆるインカステラメント・モデルが厳密には適用されない地域として長らく区別されてきたが、そもそもスペイン北部といつてもけつして一様ではなく、私有城塞の急激な増加とそれにともなう農村空間の分節化・稠密化が広く進行したとされるカタルーニャと、征服と入植の進展にともない王権と半都市的集落が結合して私有城塞の重要性がむしろ減じていったとされるカステイリャ・レオンとでは、城塞が領主支配の形成過程で果たした役割や、農村定住の再編成の局面において担った機能をめぐつて評価が大きく分かれてしまつてゐる。本稿の作業はそうした現状に鑑み、両者の中間に位置するアラゴンの、とりわけ一一世紀後半から一二世紀初頭にかけてイベリア半島諸勢力の争奪の場となつたその意味での「辺境」といふべきシナカ川流域を対象に、城塞を核とした空間組織と農村定住の再編成の動向を、いわゆる入植運動の新たな理解の可能性を模索しながら具体的に検討しようとするものであつた。

まず、同地域はイスラム期の城塞中心であるヒスンと、やはり塔などの防備施設を擁した一円的所領であるアルムニアを軸として征服当初から一定の分節化がすでに進行していた地域である。これらのうち主要城塞はとくにアラゴン・ナバーラ王国伝統の国王ホノール・システムに統合されたが、同地域には征服当初から新興のソプラーレおよびリバゴルサ貴族やカタルーニャ貴族が数

多く進出していたうえに、征服活動の広域化にともなう軍役需要の高まりに呼応して国王ホノールの分与がなけば王権の義務と化したこともあって、それらの世襲化・在地化の進展には歯止めがかからなかった。それは主要城塞領域の下位の領域をなしたアルムニアについても同様であり、教会・修道院とならんで国王ホノールを領有するパロンにかなりの部分が自有地として賦与されたため、王国でも貴族権力の伸張がひととき顕著にみられた地域であったことは疑いを入れない。

征服の次は入植・開発とくるのが従来の議論の手順であるが、ことにその根拠となる入植許可状やフ工口をめぐっては、山岳地帯から平野部への入植運動とか、防衛と開発を目的とする人的資源の拡充といった伝統的な解釈をひとたび廃して、発給の動機として以上のような貴族権力の伸張という趨勢をつねに考慮に入なくてはならない。それらは全体としてみれば、アルフォンソ一世治下の一一三〇年代と、同君連合成立後の一一七〇年代におもに分布しているが、異なる論理がらみずれの場合にもそつした趨勢こそが発給の背景をなしていたと考えられるのである。

第一の波は、たしかに征服・入植の最大の推進主体とみなされてきたアルフォンソ一世の手に帰せられるが、近年では同王権の反動的性格がつとに強調されているように、ここでは世襲化・在地化に歯止めがかからなかった主要城塞に対する王権の支配をあらためて確立させるべく、その周囲や近傍に王権直属の住人を集中的に入植させて新たな定住中心を擁する城塞集落を生み出すものとするものであった。ついで第二の波は、すでに城塞や塔といった防備施設を核として農村空間が極度に分節化され、緊縮した領

域が聖俗貴族によってほぼ独立した形で領有された段階で押し寄せてくる。そこでは主要な発給主体である聖俗貴族が自らの効率的な支配と経営を確立させるべく、従来の城塞集落の拡大・再編だけでなく、とりわけアルムニアを筆頭に散居定住が卓越していた領域において集住村落を創出する方向で定住と経営を組織してゆくのである。その際、再編の核をなしたのはやはり城塞であったが、事態はことほど単純ではなく、集落におよぼされる複雑な政治力学によって教会などがこれを引き継ぐこともあった。王権もこの点では大差なく、城塞を欠いた半都市的集落を創出することもあったとはいえ、それはあくまでも城塞集落が主流であるなかで、貴族権力の定着を抑制すべく意図的に試行された結果であったといえるであろう。

城塞の機能をめぐる理解に象徴的に示されているように、征服土地分配、入植といったスペイン学界固有のテーマはピレネー山脈を境に西地中海世界を分断し、比較と総合をやや困難なものにしている。だが、ここで明らかにされたように、それらの背後ではしばしば城塞を核とした農村空間の分節化と、一城塞に一定住地が対応するのを可能にする緊縮した支配と経営のユニットの生成が間違いなく進行している。ひととき重要なのは、そこに王権・聖俗貴族、入植民が選択するさまざまな戦略が変数となって複雑な形で作用するために、城塞の有無、城塞化の達成度、さらには地誌的形態にきわめて多様なパターンが生じてくるということであり、それ自体はピレネー山脈の南北とかスペイン北部の東西といった広域的なブロックをもつて捉えることができるほど一様なものではないのである。

- (99) CDPi, doc. no. 63 (11089), IV. 一〇九九年三月頃に建設されたと思われる同城塞[kastellum]への入植者は、教会十分の一税および初穂納入以外では王権への九分の一定率貢租を負担するのみであった。アラゴン王国におけるイヌスラム都市拠点の征服は通常、ウエスカ征服を目的として建設されたモンテマニオンをめぐって、ジョシヨ・デ・サンチヨ・デ・この場合のフエーシヨ・デ・バルバストロのまじり、征服対象の傍らに城塞を建設して、これを前線拠点として回囲を狭めて降伏を促すことの中でのことだ。A. Ubieto Artea, *Historia de Aragón. La formación territorial*, Zaragoza, 1981, pp. 120-121, 129-130.
- (100) 前註(77) (99) 参照。旧カタルニアに分布するパラチヤウム(パチン語でpalatum、フランス語でpalat)と新カタルニアのアルムニャに由来する地名の分布をせよとされる起源を検討したラモン・マルチヤウチル、同書は、いすれもイヌスラム侵攻以来、上辺境嶺北端や幹線道路沿いに創出された公的な防衛拠点であり、またせよ塔を備えるものもあること。これに反対して、アリッサ・シムロがリエイタ周辺で抽出した私的所領としてのウーリス＝アルムニャはあくまで十一世紀以降の産物であることこそ。R. Martí, Palaus o almunies fiscals a Catalunya i al-Andalus, *Les societats meridionales a l'època feudal. Homages à Pierre Bonnassie*, Toulouse, 1999, pp. 63-70.
- (101) DERRVE, doc. no. 2 (1069, IV, 27); CPR.A, doc. no. 12 (1092, XI). 前註(99) 参照。
- (102) CDPi, doc. no. 20 (1095); CDCH, doc. no. 178 (1147, V).
- (103) CDPi, doc. no. 11 (1092, VI); DERRVE, doc. no. 399 (1169, V, 30).
- (104) CDPi, doc. no. 151 (1105?); A. I. Sánchez Casabón, *Alfonso II rey de Aragón, conde de Barcelona y Marqués de Provenza. Documentos (1162-1196)*, doc. no. 99 (1170, XII, 27).
- (105) DERRVE, doc. no. 48 (1116, III): «In illo alhizem de illo castello locum bonum ubi faciatis casas bonas quales meliores poteritis eis facere».
- (106) 前註(99) 参照。使臣ロドリゴ・デ・カサタの参照。
- (107) 前註(99) 参照。J. Lalinde Abadía, *Los Fueros de Aragón*, Zaragoza, 1985, pp. 21-39. また、使臣ロドリゴ・デ・カサタ、*Possessing the Land*, pp. 157-165が、ロドリゴの理解を踏襲している。第一のフエロ群の難題となった八カ所のフエロのテクス・デ・A. Ubieto Artea, *Jaca: documentos municipales (971-1269)*, Valencia, 1975, doc. no. 8 (1077). また、第二のフエロ群のテクス・デ・アルケウサル・デ・DERRVE, doc. no. 2 (1069, IV, 27). ただし、隔週木曜日の市場が開催されるアルケウサ

- ルの新定居区[burgo novo]には、国王アルフォンソ一世によって八カ所のフエロが賦与されたこと。DERRVE, doc. no. 115 (1125, II). 八力を筆頭とするサンティアゴ巡礼路集落とパレンス系移民との関係をめぐって、J. M. Lacarra, *Desarrollo urbano de Jaca en la Edad Media. Estudios de Edad Media de la Corona de Aragón*, 4, 1951, pp. 139-155; id., *A propos de la colonization "franca" en Navarre et en Aragon. Annales du Midi*, 65, 1953, pp. 331-342. また、近年では、八カ所のフエロが普及した地域における居住地の再編についても、サンティアゴ巡礼路を介する商業交通の隆盛という因子を括弧に入れて、城塞を核とする防衛と在地支配の拡充とで側面を重視する傾向がみられる。J. Passini, *L'habitat fortifié dans la Canal de Berdún. Aragon, X-XIII^e siècles. Guerre, fortification et habitat dans le monde méditerranéen au Moyen Âge* (Castnum 3), Madrid-Rome, 1988, pp. 91-98 ; C. Lallena Corbera, *La articulación del espacio aragonés y el Camino de Santiago. El Camino de Santiago y la articulación del espacio hispánico*, Pamplona, 1994, pp. 85-128.
- (108) 「パレンスのフエロ、すなわち、連合王国国王ジャヤム(ハイメ)一世の命を受けた法学者によってウエスカ司教タル・デ・カネリヤスによって定められた編纂・集成された、一四七〇年のウエスカのコレテスといわれる「ウエスカ法典、すなわち承認されることとなる。同法典のテクス・デ・A. Pérez Martín, *Los Fueros de Aragón: la compilación de Huesca*, Zaragoza, 1999.
- (109) たゞ、すなわち、一一一八年の征服の翌年に発給されたサントーサのフエロがそれこそ。DERRVE, doc. no. 57 (1119, I).
- (110) DERRVE, doc. no. 7 (1090, XI).
- (111) 王領地の国王貢租[*villanos regales*]と通称。モス・ソント・ゴナフスで、これは見られた一〇分の「decimal」が、マイエル・デ・フエロ・デ・バルバストロで賦課される九分の「novena」の定率貢租を負担し、その収入の一部、あるいは全体の二分之一が国王ホルを保有するパレンスの収入源となつたことと推定される。J. Salarrullana, *Documentos correspondientes al reinado de Sancho Ramirez, desde 1063 hasta 1094. I: documentos reales*, Zaragoza, 1907, doc. no. 4 (1068), 6 (1072), 12 (1079), 21 (1083), 49 (1093), 51 (1094), 55 (sin fecha), 56 (1076-1094); CDPi, doc. no. 63 (11089), IV); CDCH, doc. no. 76 (1099, X). 彼らはそれに加えて、王権に忠実な集落に於いて理論上際限のない重役を負担したと想定され、これはモンテマニオンやサンタ・ブリア・デ・アルケウサルといった「国王礼拝堂」と呼ばれる律修参事会の領民となえども免れなかつた。たとえば、モンテマニオン修道院は一〇九九年の特権文書のなかで、多数の教会や所領を賦与されるなど、王権に忠

- (135) 典型的には、ホセ・ブリー・レカリーラの1連の仕事が挙げられる。J. M. Lacarra, *Argón en el pasado*, Madrid, 1979, pp. 56-76; id., *La Reconquista y repoblación del valle del Ebro, Estudios dedicados a Argón de José María Lacarra*, Zaragoza, 1987, pp. 195-242.
- (136) Stalls, *Possessing the Land*, pp. 157-165; id., *The Relationship between Conquest and Settlement*, pp. 216-231.
- (137) DERRIVE, doc. no. 234 (1134, VIII).
- (138) DERRIVE, doc. no. 30 (1107, XII), 202 (1130, I).
- (139) CDAL, doc. no. 223 (1130, II).
- (140) Ubieta Arreta, *La formación territorial*, p. 181, 187.
- (141) CPRÁ, doc. no. 90 (1169, I, 1): «sitis ibi francos et liberos sicut sunt illos mazarechos de Monson quos populavit illo rege don Petro in Monson».
- (142) CDAL, doc. no. 222 (1130, I).
- (143) A. Simués Ruiz y A. Ubieta Arreta, *El patrimonio real en Aragón durante la Edad Media*, Zaragoza, 1986, doc. no. 1266 (1143, XI, 27).
- (144) DERRIVE, doc. no. 202 (1130, I).
- (145) Sénac, *Du hisn musulman*, pp. 119-122.
- (146) Laliena Coberra, *La formación*, pp. 264-267; Stalls, *Possessing the Land*, pp. 115-130.
- (147) Cf., Ag. Ubieta Arreta, *Los "tenentes"*, p. 129.
- (148) セノビダ、国王ホルノール保有者は、自分の死亡と妻の姦通、あるいは国王ホルノールを保有したまま他の封主に逆送する罪を犯さないかぎり、国王ホルノールを没収せられぬと規定されたこと。CDPL, doc. no. 152 (1134, XII): «Et habuerunt fueros et usaticos de suas honores, quod habebant et in antea acceperant, quod non perdidissent illas nisi per tres bucias comprobatas videlicet; unam per morte de suo seniore, aliam per mulierem de suo seniore adulterare, terciam qui cum honore de suo seniore ad alium seniore cum illa adtenderit». また、国王ホルノールの賦与はアラゴン貴族のみに限定されていたこと。《non hi misisset dominus rex hominem de alias terras》。これはすでにムーニョ・ムニョスをアサプアスの保有者に任命した一〇〇〇年のストロ二世の文書にもみられる規定であり、そこでは国王ホルノール賦与の動機として、同人が国王に対して誠実に尽くした愛に報いること、同人がアラゴン王国の出身者であることが要件となっていたこと。CDPL, doc. no. 85 (1100, VII)。実際、アルフォンス一世の功績は、ついでにストロ二世のもとであからさまに無視されている。ラミーロ二世がバルセローナ伯ラモン・パランゲー四世に王女ストロニーラを嫁がせると同時にアラゴン王国全体を同伯に与えること

た一三七年の文書には、アラゴン王国の慣習については贈与の対象にはならない（同慣習が遵守されなくてはならない）旨を規定する次のような文句がある。すなわち「salvis usaticis et consuetudinibus quas pater meus Sancius vel frater meus Petrus habuerunt in regno suo」というものであり、同じくアルフォンソ一世の名前が含まれていないのである。LFM, doc. no. 7 (1137, VIII, 11)。

- (149) サラゴサ攻略がローマ教皇バスカリス二世によって十字軍の資格を得たのち、聖ヨハネ騎士団が一三〇〇年代、またテンブル騎士団が一三〇〇年代からアラゴン王国の征服活動に参画し、それぞれ王権や主要貴族からサラゴサやトナラにおける土地財産の寄進を受けるにいたっている。アルフォンソ一世の遺言状は、この時代の趨勢を反映するものであったが、ローマ教皇の介入もあって、王国の存続のみならず、新たに成立した同盟連合においても深刻な政治的影響をもたらした。かくして聖ヨハネ騎士団に対しては、一四〇〇年にバルバストロ・ウエスカ、サラゴサ、タローカ、カタヨー、ハカの土地財産を補償して相続権の放棄を同意させ、翌一四〇一年には聖墳墓教会にサラゴサやカタヨーにおける土地財産の寄進をもつて同じく権利の放棄を承認させている。残るテンブル騎士団の権利放棄については破格ともいえるべき補償が一四三年の合意の条件となっており、モンソン、モンカイ、チャメラ、バルベラー、レモリノス、コルピンスといった1連の城塞や土地財産、国王収入の一〇分の一、サラゴサの年間収入から一〇〇〇ソリドウス、将来の征服地と戦利品の五分の一の賦与を必要としたのである。Simués Ruiz y Ubieta Arreta, *El patrimonio real*, doc. no. 1266 (1143, XI, 27); Cf., M. L. Ledesma Rubio, *Las órdenes militares en Aragón*, Zaragoza, 1994, pp. 32-40.

(150) もともとバルバストロ征服に先立つ一〇九八年に賦与されたローマ教皇ウルバヌス二世の勅書によつて、ウエスカ司教区の東部境界はシンカ川にまでおよびることが確認されていたが、バルバストロが征服後にロタバルバストロ司教座として統合されたために、同都市、さらにはアルケーサル、ヒエルサ、ヒスタインの教会の帰属をめぐって、両司教座の長きにわたる紛争が教皇庁を交えて繰り広げられることとなった。一二世紀初頭から断続的に続いた紛争は一四五年に、ウエスカ司教ドンドンとロダ司教ギエムが、教皇エウゲニウス三世の面前で、それらの教会の前者への帰属と従来の司教区境界の正当性を確認することでようやく合意にいたっている。バルバストロおよびモンソンの近郊でウエスカ司教座聖堂教会の入植・開発事業が積極的に展開されえた要因の一つがこれでありにあることは確実である。だが、アルケーサルについては一三七年頃にトゥルターザ司教との帰属争いに晒されたうえ、一二〇三年には、

- 征服後にロタ司教座を統合する形で設置されたリエイダ司教座が前述の四教会の帰属をめぐる紛争を再燃させており、このときは教皇インノケンティウス三世の勅書によって従来の司教区の境界そのものは確認されたものの、バルバストロおよびアルケーサル以外の二教会と、アルカナードレ・シンカ間の数教会がリエイダ司教の掌中に渡っている。CDCH, doc. no. 70 (1098, V, 11), 117 (1086-1115), 165 (1145, III, 14), 166 et 167 ([1145], III, 15), 168 (1145, II-III), 278 ([1172], I, 20), 281 ([1172], I, 26), 634 (1203, V, 27).
- ⁽¹⁵¹⁾ CDCH, doc. no. 336 (1176-1177).
- ⁽¹⁵²⁾ CDCH, doc. no. 296 (1173, VIII).
- ⁽¹⁵³⁾ CDCH, doc. no. 289 (1172).
- ⁽¹⁵⁴⁾ CDCH, doc. no. 335 (1176-1177).
- ⁽¹⁵⁵⁾ CDCH, doc. no. 376 (1182?). 造成された葡萄酒畑は、通常より五ソリトラス安い価格で司教座が買い戻す権利を保持する一方、それ以外では毎年の貢租納付を保証できる者に売却すべしとの規定が付されている。
- ⁽¹⁵⁶⁾ CDSV, doc. no. 238 (1189). 入植者による当該アルムニアの売却については、サン・ピクトリアン修道院の買い戻し権が優先され、貢租負担を保証できない者には売却してはならないとされている。
- ⁽¹⁵⁷⁾ CPR, doc. no. 90 (1169, I, 1). なお、これら三アルムニアは一〇九二年のモンソン領域の境界画定文書のなかで国王自有地として留保される多数のアルムニアのリストのなかに含まれている。前註(73)。(74)参照
- ⁽¹⁵⁸⁾ DERRVE, doc. no. 399 (1169, V, 30). 一年一ソリの定住によって入植者に占有した土地財産の自由処分権を賦与するの特権は、もともと一〇七七年のハカのフエロに由来する規定であり、同フエロが賦与されたサンティアゴ巡礼路沿いの幾多の集落に早くから共有されていた。Cf. Ubierto Artea, *Jaca*, doc. no. 8 (1077). なお、この入植許可状をめぐってカルロス・ラリエナ・コルベラは、さまざまな領主制的賦課租が実際には賦課されいながら単に明記されなかった可能性があるとを差し引いて考えなくてはならないとしながらも、迅速な入植・開発による農業収入の確保の必要性ゆえに入植者に対する厳格な領主制的抑圧は弛緩せざるをえなかったと述べている。Cf. Laticna Corbera, *La formación de las estructuras señoriales en Aragón* (ca. 1083-ca. 1206), *Señorío y feudalismo en la Península Ibérica*, 4 vols., Zaragoza, 1993, t. 1, p. 580.
- ⁽¹⁵⁹⁾ CDCH, doc. no. 400 (1185, VIII).
- ⁽¹⁶⁰⁾ CPR, doc. no. 109 (1177, I); cf. Ag. Ubierto Artea, *Los "venentes", p. 225.*
- ⁽¹⁶¹⁾ CPR, doc. no. 84 (1158, I, 27). また同地については、前註(78)を参照
- ⁽¹⁶²⁾ CPR, doc. no. 109 (1177, I). 入植者は教会十分の一税と初穂納入以

外いかなる賦課租も負担していないが、同地全体の領主権、教会、寵の独占権は騎士団側に留保されている。

- ⁽¹⁶³⁾ CPR, doc. no. 129 (1187-1190). トーレス・デ・アルカナードレそのものは一七九九年に王権によって、パリアーヌ女伯オリアが創建し、ウエスカ司教座聖堂教会の傘下におかれたカスパス修道院に寄進されて、Sanchez Casabón, *Alfonso II*, doc. no. 284 (1179, VI). それゆえ、この入植許可状は六〇名の入植者に宛てられながら、入植対象自体は、モリスなる粉挽水車のそばの一区画 [una peza de terra] となっているのであり、この場合は新たな定住区の創出がもくろまれたとみるのが妥当である。
- ⁽¹⁶⁴⁾ DERRVE, doc. no. 412 (1174, X).
- ⁽¹⁶⁵⁾ CPR, doc. no. 105 (1176, VIII, 8). 入植者は同地で乾地の収穫物から三分の一、葡萄酒の九分の一と比較的過重な貢租を負っており、ロス・モネグロスで将来開発される土地においても同一の負担を負うものとされている。ただ、教会や騎士を除けば占有地の売却は、売却価格の四分の一を騎士団に支払うことで可能である旨が規定されている。
- ⁽¹⁶⁶⁾ A. Ubierto Artea, *Documentos de Sigüenza*, t. 1, Valencia, 1972, doc. no. 4 (1184, VI).
- ⁽¹⁶⁷⁾ *Ibid.*, doc. no. 5 (1187, X).
- ⁽¹⁶⁸⁾ Barrios Martínez, *Montaragón*, doc. no. 124 (1186, II). モンテアラゴン修道院の「王妃」アルムニアはもともとペドロ一世によって一〇一年に寄進されたものであるが、その経営が組織的に整備されたものとの紛争からさして離れていない時期であったと考えられる。事実、同アルムニアにおける水路の整備が施行されたのはさかのぼることわずか四年、一八二二年のことであった。同修道院はそこでカスコルバ、ハビエール、プレシネーナの住人と水路の建設と使用をめぐる協定をとりむすんでいる。すなわち、後者の住人は同アルムニアにおける修道院の粉挽水車向けの運河の始点からアルカナードレ川の水流を引くことができるが、堰と、そこから水車までの水路の整備費用の三分の一を負担し、この水路によって引水されるあらゆる領域について修道院に教会十分の一税と初穂納入を納付することを約束している。他方、修道院もまた自らの領民を便役して、アルムニア領域全体で使用される水路を自由に整備するようになった。CDPI, doc. no. 79 (1101, I); Barrios Martínez, *Montaragón*, doc. no. 108 (1182, IV).

たとえば、ロス・モネグロスにおけるカンタスノスについては明らかに入植・開発を主たる目的としながらも、正確に表示された帰属領域とともども一八八八年に聖ヨハネ騎士団に寄進され、その事業が全面的に委ねられており、入植許可状は二一七七年にサンタ・マリア・デ・シハナ

修道院に与りて保護せられたる。 CPRA, doc. no. 126 (1188, IV), 163 (1217, I).

(170) CPRA, doc. no. 91 (1169, III), ホウストは伝来してないが、ヘルベガルもまた一七〇年前後に入植許可状を賦与せられたと想定される。この聖地については後述。

(171) 現在のタマリテの定住区は北と東に隣る二つの昔塊の狭間から南東方向へと展開しているが、遺構はほとんど現存しないものの北側の高台の頂部に城塞が立地し、それに沿って半田状に広がる部分がこの時期までに形成された最も古い定住区であったと考えられる。 Sistema de Información de Territorial de Aragón (SITAR), Gobierno de Aragón, Mapa General de Aragón, hoja y ortofoto no. 326-55, escala 1:5.000.

(172) 《 volo et mando quod si ullus miles aut alius homo dixerit se habere hereditatem Tamario ex donatione patris mei vel aliorum antecessorum meorum non habeat ille nisi tantum carra illa donationis ab antecessoribus meis firmata poteri mostrare》.

(173) 《 illi qui modo sunt populati habeant suas casas, vineas et ortas quasmodo ibi habent factas atque plantatas》.

(174) 《 dono laudo atque concedo vobis quod habeatis mercatum in Tamario in die martis omni tempore ; et quicumque venerit ad ipsum mercatum veniat salvus atque securus cum omnibus rebus suis et non sit pignoratius ibi videlicet districtus ab aliquo homine nisi ipse fuerit debitor et fideiussores》.

(175) たむべは、 註釋「聖地遺構」 五二頁、 五三頁。

前註(8) 參照。

(176) CDCH, doc. no. 311 (1175, III, 29), 未だ前註(8) 參照。

(177) 註釋「ウエスカ地方」 三二頁、 三三頁。

(178) ヌネソールの集落プランを航空写真で、 SITAR, Gobierno de Aragón, Mapa General de Aragón, hoja y ortofoto no. 326-60, escala 1:5.000. ナーゴゴゴは、 図27のHoja y ortofoto no. 358-02, escala 1:5.000. ナセ、 ヌナセーには、 集落の中心が丸囲みで、 〇〇メートルの地帯に十一世紀に建設された塔[Castillo de la Mora]が存在する。 また、 現在ではユナセーの村域に統合されているが、 やはりかつてのマルムニアであるバルカルカに十一世紀の城塞遺構が残存している。 Hoja y ortofoto, no. 326-59, escala 1:5.000.

(180) SITAR, Gobierno de Aragón, Mapa General de Aragón, hoja y ortofoto no. 325-32, escala 1:5.000.

(181) DERYVE, doc. no. 21 (1105, III), 未だ前註(8) 參照。

(182) Ag. Ubieta Artea, *Documentos de Casbas*, Valencia, 1966, doc. no. 6 et

8 (1179).

(183) Sánchez Casabón, *Alfonso II*, doc. no. 284 (1179, IV).

(184) CDCH, doc. no. 365 (1182, II, 10), 369 (1182, IV, 3).

(185) Laliena Corbera y Urrilla Urrilla, *Reconquista y repoblación*, pp. 24-26.

(186) SITAR, Gobierno de Aragón, Mapa General de Aragón, hoja y ortofoto no. 325-27, escala 1:5.000. 城塞遺構も現存しないものの、 頂上部に位置する壁にハネを挿すための十一世紀後半の礼拝堂のフマサーレが、 かつての城塞付属礼拝堂または塔の一部を再利用したものと想定されている。 前註(8) 參照。

(187) 前註(8) 參照。

(188) CDCH, doc. no. 419 (1178, VI).

(189) CDCH, doc. no. 162 (1102?).

(190) CDP1, doc. no. 151 (1105?). 未だ前註(8) 參照。

(191) CDCH, doc. no. 302 (1174, V, 1), 111と112のルターサの教会もまた前註(8) 參照。

(192) CDCH, doc. no. 325 (1176, XII).

(193) Sánchez Casabón, *Alfonso II*, doc. no. 167 (1174, V, 1), 173 (1174, VII), 187 (1175, II).

(194) CPRA, doc. no. 177 (1236, III). 秘密にいえは、 フエロ諸規定のなかに賦課租の減免は通常認められないが、 ヘルベガルにおいても住人が教会十分の一税より十分の一の定置賦租のみを負担した可能性は充分にある。

(195) Laliena Corbera y Urrilla Urrilla, *Reconquista y repoblación*, pp. 17-20.

(196) Ibid., fig. 3, p. 32; SITAR, Gobierno de Aragón, Mapa General de Aragón, hoja y ortofoto no. 325-13, 21, escala 1:5.000.